

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年8月8日（平成29年（独情）諮問第49号）

答申日：平成29年9月29日（平成29年度（独情）答申第32号）

事件名：特定個人の確認請求に係る調査資料の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「元従業員特定個人の確認請求に係る調査資料の一式」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月21日付け年機構発第2号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである（意見書及び資料は省略する。）。

そもそも本件法人文書の開示請求は、被保険者特定個人の社会保険加入の確認請求が端緒です。

特定個人は審査請求人を退社後に、在職中の社会保険加入の確認請求をしました。

当該確認請求によって、機構は特定個人の社会保険加入を決定しました。

当該加入決定に基づく機構からの請求額《被保険者特定個人の加入期間の社会保険料特定金額a（内訳：審査請求人負担分特定金額b，被保険者特定個人負担分特定金額c）》を、審査請求人は支払いました。

審査請求人は、訴訟によって被保険者特定個人に本人負担分特定金額cの支払を求めましたが、判決は審査請求人に対する支払いを認めませんでした。

上記のように、被保険者特定個人が確認請求をしたことは審査請求人にとっては既に明らかで、本件文書開示請求を受領しても、被保険者特定個人に不利益を生ずることはありません。

本案件に関して、審査請求人は、被保険者特定個人の社会保険料の負担

分も支払っているため、単なる第三者ではなく、当該保険料支払に関しては被保険者に代位する正当な利益を有する第三者です。

さらに当該保険料の支払を、被保険者特定個人は訴訟手続によっても拒絶しているため、当該文書の開示に同意するとは考えられません。

よって、財産保護のため本人の同意を得ないで開示することを認めた、個人情報保護法23条1項2号を適用し、開示することを求めます。

本件開示請求は、審査請求人が被保険者特定個人に当該保険料支払を求めるために必要な書類の確認手続であり、個人情報保護法の目的に反する行為とは考えられない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経過

平成29年7月3日に、処分庁に対して、本件対象文書の開示請求がされた。

処分庁は、平成29年7月21日に、本件対象文書は、特定の個人に関する情報であり、かつ当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを回答するだけで、確認請求を受領していることが明らかになり、法5条1号の個人に関する情報を開示することになるため、法8条の規定に基づき、当該開示請求に係る法人文書の存在を明らかにせず不開示とするとして、不開示決定（原処分）を行った。

平成29年7月27日に、財産保護のため本人の同意を得ないで開示することを認めた、個人情報保護法23条1項2号を適用し、開示することを求める審査請求が行われた。

#### 2 諮問庁としての見解

本件対象文書は、被保険者又は被保険者であった者からの資格取得及び資格喪失の確認の請求に関する調査資料である。被保険者の資格取得及び資格喪失は、保険者の確認によって行われるが、事業主の未届や事実と相違する届出が行われた場合には、後日、保険給付等を受けるときに不利益を被ることとなってしまうため、被保険者又は被保険者であった者が、自らも保険者に確認の請求ができるよう、厚生年金保険法31条で規定されている。

本件では、特定個人の名を挙げて、開示請求がなされており、本件対象文書が存在しているか否かを回答するだけで、当該個人が確認の請求を行ったか否かが明らかになってしまうと考える。

また、審査請求人は、財産保護のため本人の同意を得ないで開示することを認めた、個人情報保護法23条1項2号を適用し、開示することを求めるとのことであるが、本件対象文書は、被保険者又は被保険者であった者からの資格取得及び資格喪失の確認の請求に関する調査資料であって、その情報を知ることによって、審査請求人の財産の保護につながるものではなく、

本人の同意を得ないで、第三者に提供してもよい情報とはいえないと考える。

### 3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成29年8月8日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年9月19日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同日        | 審議                |
| ⑤ | 同月27日     | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、特定個人を名指しして、当該特定個人が行った厚生年金保険法31条に基づく厚生年金保険の被保険者の資格取得等の確認の請求（以下「確認請求」という。）に対して機構が行った調査に関する文書の開示を求めるものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が確認請求を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

- (2) 確認請求を行ったことが法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、そのような取扱いはないとのことであった。

- (3) そうすると、本件存否情報は、特定個人に関する情報であるから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

そして、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、法5条

1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2のとおり、特定個人が確認請求を行ったことは審査請求人にとっては既に明らかであることを理由に、本件対象文書を開示すべき旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であるところ、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであって、審査請求人の上記主張に基づいて、本件対象文書の存否を明らかにすべきものとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子